

2018年大分市議会第2回定例会・反対討論

2018年6月25日

日本共産党の岩崎貴博です。日本共産党議員団を代表して、各常任委員長報告に対する反対討論を行います

まず議第68号 大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

これは、家庭的保育事業の代替保育の提供についての要件を緩和し、食事の搬入施設を追加するものです。

原則として0歳から3歳未満の少人数の児童を対象に、保育者の居宅などで保育を行う家庭的保育事業、いわゆる「保育ママ」は、設置にあたり連携施設の設定が求められています。この条例の改正は、その要件を緩和するものです。

そもそも、待機児童の解消は、これまでの設置基準を満たす認可保育所で行うことが基本とされるべきであり、設置基準を緩和した地域型保育事業そのものに問題があります。特に、量的拡大を図るため、3歳未満児の受け皿を「保育ママ」で補うことは、安全性や保育の質の担保に課題が多く、これ以上の要件緩和を行うべきではありません。

また、保育施設における食事の提供は、子どもの生命の維持・発育に欠かせないものであり、心身の成長に重要な影響を及ぼします。すべての子どもの健やかな育ちを保障する保育の観点から、また、体調の変動も大きく、個別の対応が欠かせないことから、基本的に食事の外部搬入は行なうべきではありません。特に、発達の個人差が大きい3歳未満児や体調不良児、食物アレルギー児等への食事提供は命にかかわることであり、適切な運用が求められます。

保育施設の食事は、これらを担保するために「自園調理」が原則であり、責任もあいまいになりかねない給食の外部搬入には、断じて反対いたします。

次に、議第71号 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてです。

これは、大分市指定地域密着型サービスに関する基準の一部を改正するものです。

近年、医療と介護を複合的に行えるよう規制緩和が拡大されていますが、これらの制度改悪は医療費抑制を自治体に押し付けるものであり、それぞれ重要な専門性を担う医療と介護を総合的にし、安上がりに行えるようにする規制緩和です。医療、介護は命に関わることであり、専門性をあいまいにし、質の低下を招くことは許されません。

また、今回規定される「指定定期巡回・随時対応型訪問介護」は、家族の不在中や夜間に、カギを預かる等して事業者が訪問し、サービスを行なうもので、現在、市内でのサービスは行なわれていませんが、安全面やサービスの提供に多くの課題が残されており、認められません。

次に議第 74 号 大分市教育委員会教育長の退職手当の額についてです。

これは、平成 30 年 5 月 13 日をもって任期が満了する大分市教育委員会教育長の退職手当の額を定めようとするものであります。額の算出は給料月額に在職月数をかけるもので、今回 100 分の 25.0 のところを減額し 19.3 にしていますが、それでも 5 百 50 万 9 千円です。これは社会経済状況を考慮したものと説明を受けておりますが、市民感情からしても高額すぎます。一般職員の退職手当の算定と同等に、在職年数等での計算にすべきです。同意できません。

次に報第 1 号 専決処分した事件の承認について(平成 29 年度大分市一般会計補正予算(第 8 号)) についてです。

これは、事業費などの確定により、最終調整した補正予算です。補正額はマイナス 70 億 7 千万円となっています。この補正には、第 8 款・土木費、4 項都市計画費、6 目には、横尾公共団体区画整理事業費や第 7 款・商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費には企業立地促進助成金などが措置されています。当初予算に反対した基本的立場から、同意できません。

次に報第 8 号 専決処分した事件の承認について(大分市税条例の一部改正について)です。

これは、大企業の海外子会社や出資会社とその国で支払った税金を、市税で肩代わりする

ものであります。大分市内には対象事業所はありません。これは「二重課税を防ぐための措置」などと聞いておりますが、タックス・ヘイブン（租税回避地）に子会社をつくった場合などは、さらなる大企業優遇税制になりかねません。この立場から市税条例の改正には反対です。

次に報第9号 専決処分した事件の承認について（大分市国民健康保険税条例の一部改正について）です。

この改正で、低所得者への軽減措置について拡充しようとする点は賛同できます。しかし一方で基礎課税分（医療分）の最高限度額を現行の54万円から58万円と4万円引き上げるものには賛同できません。限度額の引き上げは、被保険者世帯の負担増となり、地元消費にも影響をあたえるものになります。現在国保税そのものは協会健保の倍近い水準となっており、耐えがたい負担となっています。今後は国保の都道府県単位化によって、さらなる保険料の引き上げが懸念されています。国保の構造的問題の解決のために国庫負担の増額など必要な財源措置をするよう、強く要望しておきます。

請願・陳情についてです

まず平成30年請願第2号—日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないことを求める意見書に関する請願書についてです。

この請願は、沖縄の負担軽減を口実に10数年来実施されてきた日出生台での日米共同の実弾砲撃演習に加え、オスプレイの訓練参加が危惧されることから提出されたものであります。

オスプレイは開発当時から事故を繰り返してきました。日本の米軍基地に配備されてからも、墜落事故、大分空港への緊急着陸など事故が多発している航空機です。

そのうえ最近では、低空飛行訓練などによる騒音等への苦情が多発しています。

日出生台での軍事訓練参加は、軍事演習の拡大強化に繋がります。日出生台演習場でM-V-22 オスプレイが使用されれば、県内の市街地上空等を飛行することとなり、県民の安全・安心に深刻な危険を及ぼします。大分市民の生活にも重大な影響が懸念されます。

郷土の平和と安全を守ることは、県民・市民の願いです。この切実な声に背を向けることは絶対に認められません。よって請願第2号の不採択に反対します。

次に平成30年請願第3号、消費税増税の撤回を求める意見書提出方についてです。

安倍首相は、消費税10%増税を2019年10月に実施すると宣言しています。このまま実施されれば、国民一人あたり年間4万円の負担増、4人家族では16万円の負担増になり、家計にも地域経済にも、重大な影響を与えます。

安倍政権の4年間で、実質賃金は年間10万円減少しています。加えて、年金の削減や社会保険料の値上がり等で、可処分所得は年間20万円以上も減っています。消費税を8%に増税した途端、家計の消費は冷え込み、商店の売り上げは激減しました。平成26年4月から平成29年7月までの40カ月のうち、家計の消費支出が前年同月を上回ったのはわずか3カ月で、37カ月はマイナス、1世帯当たりで月平均2万円減額しています。消費税の10%への引き上げは、社会保障予算の削減や非正規の働き方などと相まって生活苦を拡大し、深刻な消費不況と日本経済の後退をもたらすことは明らかです。また、今回の消費税増税はインボイス制度の導入を伴っています。懸命に営業を続けながらも、十分な儲けが上がらない地元の中小零細業者にとって、インボイス制度は、経営の継続に大打撃を与え、ひいては地域経済に深刻な影響を及ぼします。

そもそも社会保障の充実のための財源は、400兆円を超える内部留保を持った大企業や高額な株式や不動産などの資産を保有する大資産家に対して、応分の負担を求める税制改革によって行うべきであり、消費税に頼るべきではありません。10%への増税は中止し当面5%に戻し、食料品は非課税措置をとるべきと考えます。よって請願第3号の不採択に反対します。

平成30年、陳情第4号、大分市の子ども医療費助成事業における通院・歯科・調剤に係る助成事業の対象範囲を小学1年生まで拡充することに関する陳情についてです。厚生常任委員長報告は不採択です。

これまでもわが党は、子ども医療費助成の拡充について、子どもたちの健やかな成長を保障するために、直ちに実施すべきと求め続けてまいりました。全国的に見ても、すでに7割の自治体が中学卒業までの医療費助成を実施しています。県内でも豊後高田市や由布市などでは高校卒業までに拡大しています。大分市はいまだ就学前までの助成に止まっています。今回の陳情は、県内の開業医などで構成されている団体から提出されたものです。子どもたちの健やかな成長を願い、一歩でも医療費助成無料化を広げて欲しいとの切実な

思いが込められたものです。その第一歩とも言える小学1年生までの拡充を求めており、当然採択すべきものと考えます。こうした思いに背を向けることは認められません。よって、陳情第4号の不採択に反対します。